

ルイス・バーンの「労働者災害保険法草案」について

— ヨーロッパ社会保険立法の一経緯 —

On Baare's Industrial Accident Insurance Bill, 1880.

本山貞一
Teichi Motoyama

I

本稿は紹介しようとする極めて権威ある歴史家ルイス・バーンの「労働者保険法草案」（1880年1月）並、その解説である。スマルク社会保険立法の開始直前のヨーロッパを伝える一史料であるが、それはドイツ工業家中央連合会 Zentralverband deutscher Industrieller による有力な経営者多数（会長ショヴァルツコフ、事務総長ブロク、クリップ社支配人オットマール・エルンスト・ウラン社重役ボイドナーほか）の合作による文献といふ点で注目すべきものである。周知のように当時ヨーロッパは、社会主義鎮圧法（一八七八年）により社会民主党とその影響下にある労働組合の活動を仮錯なく弾圧すると同時に、他方で急速に数を増しつゝある賃金労働者階級をいかに国家的統合の内側につなぎとめるかに腐心し、そのための有力な手段として国家的社会保険制度の創設を企図していた。この企

國はすでに一八七八年の帝国議会総選舉における政府公約として公表され、三年間の会期中に具体化されるはずであった。しかしこのための準備作業は初期の段階で暗礁にのりあげ、容易に進捗しない状態においこまれたのである。というものはビスマルクが当初考えていたのは賃金労働者のための包括的で单一の義務的国家保険であったが、これに対する一方の当事者である財界の反対が予想以上に強かったのである。

これより先、ドイツでは一八五〇年代から各地の工業中心地に貯蓄金庫、疾病金庫、埋葬金庫など賃金労働者を対象とする相互扶助機関が一定の発達をとげ、地域によっては労働組合と提携して労働運動のひとつの一拠点を形成しつつあった。そして一八七六年に登録扶助金庫法が制定されると扶助金庫の法的地位が確立され、金庫の設立がいつそう容易となつて、わずかのうちに労働者扶助金庫の組織が全国に普及していく。しかし各地に簇生した金庫の地域的な独立性が強いだけ横のつながりが弱く、そのことが金庫業務の充実と安定の限界となつていた。したがつて自然のなりゆきとして各地方金庫の連携を強め業務内容の充実と安定を促進するための労働者扶助金庫の全国中央機関の設立が強くのぞまれていた。そしてこの動きを積極的に推進していたのが社会民主党系の自由労働組合であった。

前記のビスマルクの企図が、この動勢を敏感に察知して、一方で労働者金庫の組織から社会民主党系の組合員を弾圧によって排除し、他方で金庫の全国的統轄を帝国政府の強力な主導と監督のもとにおこうとしたものであることは容易に理解されよう。つまりビスマルクは、労働者大衆の生活福祉のための自然発生的な組織づくりの動きを巧みにじらえてこれを國家の主導と監督のもとにおき、ドイツ帝国の国家統合の一翼をはなう機関たらしめようと企図したのであった。そうである以上この機関はすべての賃金労働者に義務的な、彼らの生活要求に沿つて包括的な、統合を

確保するために单一の、そして国家の主導と監督をつらぬきうる国家保険でなければならなかつた。

ビスマルクは当初この企図が保護関税への転換以後彼への支持をかためていた財界有力筋から強い反対をうけたとは予想していなかつたようである。当時有力な企業経営者の中にもシュトゥムやカルレのようにビスマルクの企図を支持する者もいたが、結局それはごく少数にとどまり、財界の一般的な空氣は包括的国家保険に強く反対であつた。その理由としてあげられていたのは、社会保険費用の負担過重、国家監督の強化への反発、労働者の発言権の増大に対する危惧、企業内福利制度の利益の毀損などであつた。しかしこれらの反対理由のなかでもっとも重要であり決定的であったのは、企業内福利制度の利益が毀損されることへの大企業経営者の強い警戒だったのである。当時すでにドイツの大企業経営では諸種の企業内福利制度が整備され、特有の家父長主義的労働者管理の手段としてきわめて有効な機能を發揮していた。そのための費用は大部分を企業が負担し、その額は当時の一般的な労働者保険金庫への雇用主繰出分をはるかに上まわっていたばかりでなく、予想される社会保険料負担をも確実に凌駕していた。しかしこの負担に見合うだけの利益が労働者の企業への忠誠心として、また勤労意欲として企業にもたらされたのである。そしてこのような企業への忠誠心と勤労意欲をもつた基幹労働者 *Arbeiterstamm* の存在をぬきにして、当時のドイツの労働者状態も産業史すらも考へることはできない。企業内福利制度はこの基幹労働者を養成し確保するための欠くことのできない施設であつた。ところがもし包括的国家保険が実施されるならば、企業内福利制度は強力な競争者に遭遇することになり、その重要な機能が決定的に失われるであろう。このことへの警戒心が、社会保険費用の負担過重を理由に反対の態度をとつた中小零細企業経営者以上に、大企業経営者を包括的義務的国家保険への強い反対者にしたのであつた。

そういうわけでビスマルクは当初の企図が暗礁にのりあげたことを知り、なんらか妥協の道を求めるべにならなかつた。公約の三年間が空白に経過しビスマルクの失敗があきらかとなれば、しだいにせまつてくる次期総選挙での政府党(帝国党、保守党)の苦戦はまぬがれないところであった。一八八〇年八月ビスマルクはバーレの進言をうけて包括的国家保険の構想をいつたんあきらめ、まず労働者災害保険を実施することを決意した。同時にビスマルクは政府案の参考とするためにバーレに独自の法律草案を作成することを依頼した。ここに紹介するものがその成果である。⁽¹⁾

(1) 右に述べた事情からあきらかなように、ビスマルク社会保険立法の重要な背景となったドイツ大産業会社の企業内福利制度の独特的運営状況について、ここで簡単にでもふれておく必要がある。「一、三の文献から引用してみよう。

「中部グラードバクの大会社フランツ・ブラントの労働者福利制度は、社内に設置された従業員協議会に委託され、この従業員協議会が一般的福利のための労働者家族金庫と工場規則の制定実施を担当する調停機関とを運営していた。また工場主は従業員協議会に工場全体にわたる重要な道徳上の任務を与え、労働者のあいだの同族意識と公序良俗の精神を維持高揚せしめることが、また各人に可能なかぎり個人的助言と保護を与えることを委託した。したがつて従業員協議会は、そのもとにある調停機関と協力して工場規則の督励およびその道義的技術的な維持への配慮をおこない、若年労働者や新人労働者にたいしては教育や助言を与え、工場の外においても若年労働者の良い習慣を指導し、また労働者のあいだの争いを調停する。このほか従業員協議会に以下のことがらを処理し、あるいは運営する任務が与えられていた。労働者住宅、貯蓄金庫、労働者図書館、女子労働者のための料理裁縫教室、子供のための養護学校などの施設の運営、既婚婦人や身体障害者の就業についての世話、若年労働者の賃金手帳の管理、禁酒獎勵基金、永年勤続賞、新婚祝儀、その他の祝祭行事の運営、通勤者のための給食、近隣の労働者のための教会の建設。……ここでは労働者にストライキの自由がなかつた。とくに重要なことは、従業員協議会の活動の重点が労働者の監督にあつたことで、戒告や処罰をおこない、労働者から利益を奪うことができた点である」(Höhn, W., hrsg., Franz Brandts, S. 12ff.)。

ウェルナー・ジーメンスは労働者の組織的活動にたいして比較的寛容だったといわれているが、彼は企業内福利制度の効用をこう述べている。「私は以前から、会社の発展は従業員のすべてがその利益のために喜んで自発的に協力しあうことによ

よつてもだらされる、と考えていた。このために従業員全員に能力に応じて利益を分配することが有効であると思われた。弟たちも同意見だったのでこの原則をすべての事業部門に実施することにし、「一八七二年ベルリン本社創立二十五周年記念を機会にこれを実行にうつした。この時私たちが決定したのは次のことである。まず職員にたいする利益配当と労働者にたいするボーナスのため、またこれらの者の困難時の救援基金として、年利益の相当額を規則的に留保すること。次に全従業員のために社内に設置した老齢病残年金金庫に基金として六万ターレルを贈与し、さらに各事業部からも一年間勤続した労働者一人につき五ターレル、職員一人につき一〇ターレルの割で基金を醸出し、これを従業員から選出された金庫管理部に委託すること。」この制度は二〇年間にわたって立派に効果をあげたことを証明してきた。職員も労働者も会社の永続的な一員であることを自覚し、会社の利益と自分のそれを同一視した。将来の地位が確実だったので職員が転職することはほとんどなかった。労働者も勤続年数に応じて年金額が上昇したので事業部門にとどまつた。勤続三十周年で賃金の三分の二の年金受給資格が与えられたが、實際問題として重要だったのは健康で力のある年金受給者のかなりの者が年金以外に賃金をまるまる稼いでいたことである。しかし労働者をより強く会社に結びつけたのは、年金よりも年金金庫が実施した寡婦遺児扶助であった。あきらかとなつたのは、通常労働者は自分よりも自分の死後に残される家族の身を強く案じ、このため廃疾年金よりもこうした扶助の方が痛切に望まれていた、ということであった。……これらの権利は規約により任意退職の場合は失効することになつていてから、ストライキの自由は大いに拘束された。工場内に基幹労働者を養成することは、不況時にも賃金を支払わなければならぬから損得両面がある。むしろ大工場では労働者は醸出せず、会社が管理する右のようない金庫組合を設けるべきで、これにより産業およびとくに労働者自身に大きな損害を与えるストライキマニアにもつともよく対抗することができる」(Siemens, W. v., Mein Leben, S. 324ff.、傍点引用者)。

クルップ社の企業内福利制度についてテオドール・ローマンは次のように述べている。「雇用主と労働者の関係で、雇用主はなお原理的に伝來の主人の立場にあり、神と正義の名において労働者の奉仕を求める君王であると考えられている。彼らが労働者にたいして義務を有し、それが自分の財布にたいする義務と同じでないということを、彼らは理解しない。……クルップ男爵は最良の独裁者で、私は彼の大規模な計画に詳細に眼をとおす機会をもつた。そこには家族住宅、宿泊施設、消費組合などあらゆる種類の施設があるが、しかしこのすべてに労働者の参加 Mitwirkung der Arbeiter は何ひとつない。それは神の寵兒クルップ男爵が支配する社名の榮光であつて、これと比較できるのはかの絶対者たる公爵のみである」

ルイス・ベーレの「労働者災害保険法草案」について

(Lohmann an Friedrichs, 5. 10. 1874, zit. in Vogel, W., Bismarcks Arbeiterversicherung, S. 38.)。

II

「スマルクが当初の企図やおいた包括的国家保険の準備をむしろ中止し、労災保険の実施を行なへよう方針を変更したのはマーンの提言による。(Quandt, O., Die Anfänge der Bismarckschen Sozialgesetzgebung und die Haltung der Parteien, S. 12.)」マーンは一八八〇年四月、「鉱工業その他の産業部門および農業における就労中の災害負傷に対する労働者の保険についての意見書」を國務大臣ホフマンを介してスマルクに提出し、労災保険に対するのはドイツ工業家中央連合会はじめ有力な經營者団体の協力がえられる可能性があると報告した(Vogel, a. a., O., S. 39.)。マーンのこの提言には、スマルクの企図に沿ひながら資本家經營者の利益を促進する巧妙な計算があつまれていた。

當時ドイツにおいては、産業災害による被災労働者への補償問題は一八七一年の雇用主賠償責任法によって処理されていた。しかしこの法律の規定は補償問題を解決するよりもむしろ事態を紛糾させる結果をより多く生んでいた。同法は雇用主の過失責任があきらかな場合にかぎりて、被災労働者に対する全面的な損害賠償義務を雇用主に課していた。いわがえば同法は近代的産業における賃金労働者の特殊な(疎外された)立場を保護しようとしたもの(近代的労働保護法)ではまつたくなく、ただ産業災害による被災労働者に民法上の損害賠償請求権を認めたにすぎなかつた。(以前はそれすら明確でなかつた)したがつて過失責任の立証責任は請求権者(被災労働者)側が負うことになつていて、しかしこれは近代的産業における災害の特殊な性格——災害の大規模化や原因の多様複雑な複合化

など——を無視し、被災労働者の立場をいちじるしく不利にしたのである。補償問題が深刻な様相をおびる大事故の場合、たいていは事故そのものが過失証明に必要な事業所内の施設配備を確認不能なまでに破壊し、また証入たるべき者が死亡するか重傷を負うかで適確な証言をえることが困難であった。他方で災害が大きければそれだけ補償額が多額となり、雇用主側が過失責任を否認する動機が強まる。こうした雇用主側の態度を助長したのは、いったん過失責任を負わされた場合の補償義務の範囲が被災労働者の生涯賃金全額または遺族の生涯生活費全額におよぶ高水準のものとなるという事情であった。したがって大事故の後では補償問題が裁判で争われるのが通例となり、労働者側の敗訴がこれまた通例であったが、このためこれを原因としてさらに深刻な労使紛争が発生することが稀でなかつたのである。⁽¹⁾

(1) 小さな事故では労働者の泣き寝入りとなるので普通で、裁判で争われるのは相対的に少数の大事故に限られていた。この場合には労働者は救済法による裁判請求権を利用したが、勝訴は全体の六分の一ほどにすぎなかつた。ライアツィヒでは一八七九年までに七三七二件の提訴のうち一二五一件に損害賠償が認められたが、残る六一二一件については雇用主の賠償責任なしとして却下された。同年、帝国議会でペーベルは産業災害の被災労働者の八〇%がなんらの補償もないまま放置されていると発言したが、政府もこれに同意を与えている(「労災保険法案」一八八一年一月に付属する政府提案理由による)。

産業災害における補償問題を紛糾させたいまひとつ的原因は、損害保険会社の介在であつた。損害保険会社は業務上の配慮から、一八七一年の法律にもとづく賠償責任保険については保険契約者が法律上あきらかに責任を負うとされる補償についてだけ保険金を支払うと指定していた。この結果、保険契約者たる雇用主が保険会社に対する請求権を放棄しないためには補償問題を自己の判断で処理するのではなく、まず裁判によって自己の負うべき責任範囲を法律上あきらかにしなければならなかつた。いいかえれば雇用主は保険金請求権を確保するために補償問題の処理を裁判

所にゆだね、否応なく被災労働者と事故責任の処理と範囲を争わねばならなかつたのである。このことは労使関係に対する悪影響という点からだけでも、雇用主側にとっても本意でない場合が多かつたといふ。

このような事情から、産業災害における補償問題の処理方法を改善することが当時のドイツの産業政策上の重要課題として提起され、帝国議会でもしばしばこの問題がとりあげられていたのであつた。いまバーレ提案の直接のきっかけとなつた一八七九年の帝国議会における中央党議員ヘルトリンゲの発言内容に注目してみると、(一)一八七一年法の適用範囲がいちじるしく制限されてゐること、(二)雇用主の過失責任を補償義務の前提としていること、(三)雇用主の過失責任の立証を被災労働者に課していること、の三点を主要な問題点としてとりあげ、(一)に対しても同法の適用範囲を拡大すること、(二)と(三)に対しても雇用主の無過失の場合の補償義務を認めるか、あるいは無過失の立証責任を雇用主に課するか、いずれかの手段をとるべきであると彼は主張した。この発言に対して政府代表は(一)については考慮の余地があるが、(二)と(三)に関するヘルトリンゲの提案は一般的な債権法の原則と抵触し實際上にも困難がともなうと答弁している。こうした帝国議会での議論のうち、さらに次の二つの発言に注目しておく必要がある。ひとつは工場、鉱山その他の事業所について最低安全基準を定めてその履行を事業主に義務づけ、基準に違反した場合または履行が立証されない場合に事業主に災害の賠償義務を課すべきだとする発言である(発言者不詳)。この発言は近代的な工場立法を欠いていた状態を指摘しているのであって、後述のようにバーレ提案が工場立法を巧みに回避する意図をひそめていることとの関連で注目すべきであろう。次にいまひとつはベーベルのそれであつて、社会民主労働者党を代表して以下の要求を提起した。(一)一八七一年法第一条の損害賠償義務をすべての労働災害に無条件に適用すること、(二)災害保険義務をすべての事業所に拡大すること、(三)事業主の災害届出義務、(四)帝国災害保険機関の設

置、(田)保険費用の雇用主および国庫負担 (Peschke, P., Geschichte der deutschen Sozialversicherung, S. 247.)。このマーベルの発言は帝国議会ではほとんど無視のあつかいをうけたが、それにもかかわらずマーベルが提出した要求項目の多くがバーン草案 (および政府法案) にもりこまれる結果となつてゐることに注目しなければならぬ。このからバーンの着想の源泉をマーベルの発言に求めるなども無理な推論ではない。⁽²⁾ (Peschke, ibid., S. 251. 257.)。

(2) ペシコケは、エンゲルスが社会民主党幹部あての手紙のなかで「この労災保険法案の眞の創始者はわれわれである」と述べてゐる事実を指摘している (Ebenda.)。この手紙がいつ誰あてのものか確認できなかつたが、保守政権が革新野党の政策の一部を着用することは昔も今も変わらぬ現実であつた。同黨の社会保険立法にたいする方針、態度については別稿とするが、

こうして帝国議会での討論をつうじて労災補償問題に対する関係者の認識が深まるにつれ、世論もこれに注目するようになり、政府はこの問題でも緊急に態度を決定することをせまられたのである。帝国議会の討論過程で議員から提案された解決策は多種多様であったが、これらは一応次の類型として把えられる。

I. 雇用主の無過失賠償義務または無過失立証責任の制定

II. 安全基準および工場監督官の規定をふくむ工場取締法の強化

III. 労働災害保険制度の整備

いうまでもなくこれらは相互排他的なオルタナティヴではなかつてない。しかし帝国議会では党派的対立を背景にこのいずれを優先させるべきかが争われ、結論を政府の態度決定にまかせてしまつた。政府は一八七九年の会期では終始態度を留保しつづけたが、翌八〇年かおそくも八一年の会期までに解決策を具体化しなければならない立場に迫られていた。⁽³⁾

(3) 政府は一八八〇年会期に提出する予定で災害雇用法の準備をすすめていた。しかしどうでもいふが、ビスマルクの強引な方針により草案作成の段階でこの計画はつぶれた。ビスマルクの反対はシュヴァルツコフ他有力な経営者の意見による (Fesche, ibid., S. 248.)。

III

バーレが意見書を提出したのが一八八〇年四月三〇日、ビスマルクがバーレに法律草案の作成を依頼したのが同年九月一八日である (Quandt, a. a. O., SS. 12. 13.)。この四カ月余の期間はビスマルクの遅巡、つまり当初の包括的国家保険への執着を示していく (その意味はビスマルクの社会保険立法の全体の性格をみるうえでかなり重要な点である)。しかしこの点も別稿にゆずりたい。じつもあれビスマルクは、おしまへた二つの課題に同時にに対応するための当面の策として、労働災害保険法の実施を決意した。バーレへの依頼は、要は財界の意見をまとめてくれということにはかならない。この意を帶してバーレはドイツ工業家中央連合会の首脳部の協力のもとに多数の有力経営者と会談し、一応の成案をえた一一月初頭にはさらに各地の経営者代表二九人を招いて意見を求めたうえで、同五日後掲の法律草案をビスマルクに提出した。この経過からわかるように草案の作成は急速短日時の内におこなわれ、ために関係者の間でも細部にわたって十分な意見の一一致をみたものとはいがたい。だがこの草案がこれまでに述べてきた情勢を背景に資本家経営者の基本的利益を促進する意図をめぐらしたものであることは容易に理解されよう。次にこの点を草案内容にふれてあきらかにしておきたい。

政策上のオルタナティヴとしての労働災害保険 一方でビスマルクの包括的国家保険の企図が暗礁にのりあげ、他方で政府が帝国議会のつまあげで労災補償問題の解決をせまられていた時期、バーレが労働災害保険の実施を提言し

た真意は、右の情勢如何では現実化するやも知れぬ資本家経営者の不利益を回避する打算是あった。ビスマルクが括的国家保険を強行した場合の不利益はすでに述べた。この不利益ゆえに財界は強硬にビスマルクの企図の実現に反対した。しかしふィスマルクが公約を果せない立場に追い込まれた場合にも、それが資本家経営者に不利益となつてはね返つてくる可能性があった。帝国議会で政府党の多数が崩れた場合に予測されることは、雇用主賠償責任の拡大、工場取締法の強化など当面の案件に関する資本家経営者の不利益ばかりでなく、多方面にわたる産業経済政策上の不利益があつた。したがつて括的国家保険の実施を阻止しながら、しかもビスマルクの挫折を表面化させない手だてを用意する必要があつた。バーレの提言はこの立場から、ビスマルクの構想にふくまれていた廢疾遺族年金を分離し、国営の労働災害保険として独立実施することを勧告したのであって、いわばビスマルクに実を捨て名を取る形の妥協をせまつたものといいうる。むろん実を取つたのはバーレが代表する資本家経営者である。

この実の意義は大きい。ビスマルクの括的国家保険をたな上げする点を別としても、帝国議会から政府が態度決定を求めていた労災補償問題についても資本家経営者に有利な解決を導くものだったからである。前述のように帝国議会における議員からのこの問題の解決策についての提案は多様であったが、これらのうち雇用主賠償責任の拡大や工場取締法の強化が資本家経営者の立場に不利益と拘束をもたらすことは明白であった。これに対して労働災害保険は運営に十分な配慮がなされるならば、右の諸手段がもたらす不利益や拘束を回避しながら、むしろ積極的に資本家経営者の利益を促進する効果が期待できた。保険による労災補償の引受け（第一条）と雇用主賠償責任の解除（第二四条）、補償問題をめぐる訴訟や紛争からの解放、補償問題の解決を理由とする工場取締法強化の無期延期などである。しかし他面で労災保険が保険であるかぎり保険料負担の問題、国営保険であるための雇用主の立場の制約、さ

らに企業内福利制度の機能に対しても一定の影響をまぬがれないなど、資本家経営者の立場から問題となる点もなければなかった。したがってこれらの点をできるだけ資本家経営者の不利益としないための措置を講じることが、バレ草案のいまひとつ重要な眼目であった。以下のとおりである。

雇用主の保険料負担軽減のための措置　まず制度そのものを安あがりにすること、ついで保険料を雇用主以外の者（労働者および自治体）にも負担させること、が要点である。制度を安あがりにするためにはなによりもまず補償給付を引下げ制限しなければならない。そこで従来の災害補償においては損害額の全額賠償が通例であったものを、廃疾年金は過去三年間の平均賃金の三分の二とし最高限五〇〇マルク、遺族扶助金は寡婦二〇〇マルク、遺児一人につき七一マルク、一家族最高限四〇〇マルクとするなど、補償水準を大幅に引下げたうえ給付額の最高限度を設けてい（¹）（第八条）。また廃疾傷害補償給付（年金）は災害発生後七週目から開始される（第一五条）。つまり六週間以内の傷害および収入不能に対するなんらの補償給付もおこなわれない^{（2）}。さらに災害が本人の故意および重大過失による場合は補償給付は全面的に停止される（第五条）。この重大過失には就業中の飲酒、乱闘のほか、機械操作および安全装置の無断変更、禁止区域への無断立入、「欠陥または危険の報告」を怠った場合などがふくまれる（第六条）。このように補償給付をきわめて厳しく制限する一方、保険運営費の節減がはかられる。保険金庫の帝国および州当局による管理（第一六条）、邦または自治体租税徵收機關による保険料の無料代理徵收（第一七条）、支部理事会、地区コミッショナなど役員活動の無報酬の原則（第一六、一八条。ただし労働者代表は旅費および損失労働時間の補償の実費を請求することができる）などである。

以上の措置により保険はまず安あがりであることをめざし、保険料額は炭鉱業のように危険度の高い部門でも賃金

額の二‰三分の一を超えないことを原則とする。しかし保険料の負担は、従来の雇用主賠償責任法のもとでは災害補償は全額雇用主負担であり、したがって賠償責任保険料も当然に雇用主全額負担であったのに對して、ここでは雇用主負担を保険料の二分の一に軽減し、労働者と自治体がそれぞれ四分の一づつあらたに負担するなどを規定している（第一條）。この理由をバーレは次のように説明している。まず労働者については保険の利益をうける立場として当然であるばかりでなく、労働者に社会の重荷となるのではなく自己犠牲の自覚と自尊心を促すために必要な措置であるといふ。また自治体については従来の公的救貧のかなりの部分が保険によつて代位され、保険料負担が救貧費の軽減によつて相殺される關係にあるから負担増にはならないといふ（バーレ「草案」付属説明書）。しかしこの措置の第一のねらいが雇用主負担の軽減にあつたことはあきらかである。

- (1) 一八八〇年当時のドイツの労働者賃金は男子で年間およそ五〇〇マルクから一〇〇〇マルクの間にあり、標準的な労働者世帯の最低生計費は七五〇マルクなし八五〇マルクであった（Cf. Kuczynski, J., Die Geschichte der Lage der Arbeiter unter dem Kapitalismus, Bd. 3, Anhang I, S. 419ff.）。廻病年金の最高額五〇〇マルクでは、しかもついで最も最低生計費を満たしえないが、あるが、あきらかである。
- (2) 災害発生後六週間以内の補償については疾病扶助金庫等からの給付を予定している（付属説明書）。しかも災害の治療費、死亡の際の埋葬費についてはまったく無視されている。

企業内福利制度への影響を緩和するための措置 もともと労災補償問題は、企業内では処理していく問題であり、大企業の企業内福利制度においても、とも対応が遅れ弱体な分野であった。したがつて国営労災保険の新設は企業内福利制度の弱点をおさない、基本的にその利益を促進するものであった。それゆえにこそドイツ工業家中央連合会その他の有力な経営者団体や個人がこれを支持し、積極的に推進したのである。しかし他方で企業内で労災補償を実

施しうる十分な規模と資本力を有する巨大企業の場合は、國その他の第三者およびなかんずく労働者代表の参加する保険機関の介入を排して、企業内福利制度の原則をつらぬくことに利益の比重がかかっていた。数千人から數万人を擁する労働者の紀律と勤勉を確保するためには、企業が家父長主義的な絶対的権威を掌握することが必要であり、企業内福利制度はそのための最大の手段だったからである。企業の外から保険機関による労働者福祉への介入は、この場合には有害無用であった。そこで義務保険の原則に例外規定を設けて、企業がその負担で保険と同一程度の補償をおこなう場合は雇用主の申し出によりこの義務を免除するとしたのである（第四条）。

次に本人の重大過失について厳しい規定を設けた（第五・六・七条）ことも、一面で企業内福利制度の利益を守るために措置であった。当時の企業内福利制度には厳しい懲罰規定がともなうのが通例で、福利と懲罰を表裏一体に運用することこそその制度の本質だったといつてよい。したがって企業内福利制度の懲罰基準を崩さないためには、国営保険にも同程度の懲罰規定を設けておくことが必要だと配慮したわけである。

以上のように、バーレ草案はビスマルク社会保険立法の開始が必至な情勢のなかで資本家経営者の立場からこれに有利な方向づけを与えるようとし、また実際にも大きな影響を与えたのである。この点は一八八一年一月帝国議会に提出された政府の「労働災害保険法案」を検討することによってあきらかにされるであろう。ところでバーレ自身は数年後には社会政策的立法の拡大に反対の立場を表明するにいたった（Vogel, a. a. O., S. 143.）。草案の意図とともに当時のドイツ大企業経営者の労働者問題に対する態度を示す一事といえよう。

しへは扶助金を支給することを目的とする。

上記災害以外の事由、たとえば老齢または疾病による廃疾に對しては、この法律は適用されない。

第二条 金庫に、行政区画に従つて支部を設置する。
支部設置についての細則は連邦参議院が定める。

バーレ『労働者災害保険金庫の設立に関する法律草案』（抄）

Gesetzentwurf betreffend die Errichtung
einer Arbeiter-Unfall-Versicherung-Kasse
von Baare

（一八八八〇年一月三日）

第三条 金庫は法人格を有し、その名において権利を取得し、義務を履行し、裁判において原告および被告たることができる。金庫の法律上の義務は、定款の規定に従つて支部が代理する。

金庫本部および支部の裁判籍は、各所在地の地区裁判所に置く。

第四条 第一条に掲げた事業所に就業する労働者、坑夫長、親方、監督、書記等従業者は、この法律および定款に従い労働者災害保険金庫に加入する資格および義務を有する。この義務は、事業所もしくは事業所團体の既存の施設（坑夫組合および同様のもの）または事業主の負担による保険会社によつて、この法律が目的とする保護が少くとも同一程度に保障されている場合は、事業主の申告により免除される。

免除の認定は、労働者災害金庫当局の報告にもとづき連邦参議院がおこなう。

第五条 本人の故意もしくは重大な過失から生じた災害に対し

ては、金庫は責任を負わない。この立証責任は金庫が負う。

第六条 第五条の重大な過失とは、通常次のものをいう。

ルイス・バーンの「労働者災害保険法草案」について

一、就業中の飲酒

二、職場における乱闘の教唆扇動

三、機械操作の無許可による変更

四、災害防歩装置の無許可による変更

五、立入禁示場所への立入り

六、災害発生の危険を知りながら危険または欠陥の報告を怠った場合。ただし雇用主もしくは監督責任者がこの状態を

知っていた場合を除く。

第七条 重大な過失により災害が生じた場合、被災者もしくは

遺族は、災害保険金庫からの支給額を除いた補償金の全額

を、州法にもとづいて過失責任者に請求することができる。

金庫は、この請求とは無関係に、過失責任者に対して償還

請求権を有する。

兩請求権は、災害発生後三カ月以内に提起されない場合には失効する。

第八条 災害保険金庫が被災者もしくは遺族に支給する給付額

は、同一または類似の労働者を考慮して災害前三カ年の平均賃金所得額に次の比率を乗じたものとする。

I 年金額

a 就業不能期間に対しても三分の一、ただし五〇〇マル

クを限度とする。

b 収入低下期間に対しては二分の一、ただし四〇〇マル

クを限度とする。

II 災害により被保険者が死亡した場合の扶助金額

a 婦婦に対しては寡婦の状態が終了するまでの期間につ

いて年額二〇〇マルクまで、さらに再婚後二年間はその

半額を受取ることができる。

b 遺児に対しては、一四歳未満の期間年額七二マルクまで、完全な孤児に対しては一〇八マルクまでとする。

遺族扶助金の一家族あたりの合計額は、年四〇〇マルクを限度とする。この限度額に達しない範囲内で、死亡者が死亡時に扶養義務を負っていた他の者に対する、同様の扶助金を認めることができる。

第九条 登録扶助金庫法にもとづく扶助金庫または他の法令にもとづく疾病、埋葬、老齢等の扶助金庫は、この法律の適用をうけない。

第一〇条 保険料の負担は次のとおりとする。

一、労働者、半額

二、労働者、四分の一

三、被保険者の住所地の自治体、四分の一

第一一条 保険料は、従事する作業の危険度を考慮し、被保険者の賃金収入に応じて決定される。保険料率表の作成においては、炭鉱業における保険料が賃金収入の一九三分の二を超えないことをまず参考とすべきである。

詳細は定款に定める。

第二二号 金庫の醸出金徵收の方法は、各支部理事会が管理運

営を考慮して定める。

この執行は法律的手段では十分に確保されないのであろう。労働者が強制的方法を忌避した場合、労働者負担分の徴収と回収の責任は労働者が負うべきである。

第三条 雇用主は、被保険者の重複の避けるために、雇用する労働者の加入を金庫に届出なければならない。脱退の場合も同様である。届出がない場合は、雇用主から継続して保険料を徴収する。

第四条 災害保険金庫に対する被保険者の請求権は、第三者に譲渡することはできない。仮差押えまたは差押えも右に同じく。

第五条 第八条第一項^aおよび^bの給付は、災害発生六週間を経過した後に開始される。

第六条 金庫は、保険料負担者代表の協力のもとに、帝國または州当局が管理する。代表の協力は無報酬とする。ただし労働者代表は、旅費実費および損失労働時間の補償相当額を請求することができる。

この点の詳細は定款に定める。

第七条 保険料は、邦または自治体の租税徴収機関が無報酬で徴収する。

第八条 支部金庫の業務を管理するため、当該地区的最高行政官および保険料負担者代表若干名によって構成される理事会を設置する。

ルイス・バーレの「労働者災害保険法草案」について

地域的業務を管理するため、都市、郡または行政区に地方コミッショனを置く。地方コミッショனは、自治体、事業主、労働者の各代表が議席と投票権を有し、市長、郡顧問または行政区長が主管する。

支部金庫理事会および地方コミッショனの業務は、無報酬とする。ただし労働者代表は、旅費実費および損失労働時間の補償相当額を請求することができる。

この点の詳細は定款に定める。

第九条 中央および支部金庫の決算は、毎年適当な方法により公表される。

金庫会計の管理運営に関するその他の事項については、帝國金庫の運用規定を適用する。

第二〇条 死亡もしくは重大な被害をともなう災害が発生した場合、事業主は、被保険者または事情により労働者が信頼する者の協力のもとに事態の全状況に関する記録を作成し、三日以内にその写しを地方コミッショனに提出しなければならない。

災害により保険金庫に提起されるべき請求は、災害発生後三ヶ月以内に地方コミッショனに仮申告しなければならない。

仮申告後六ヶ月以内に被保険者または権利者は、地方コミッショனに請求を提起しなければならない。地方コミッショனは、鑑定書を添えて遅滞なく支部理事会に決裁を求めなければならぬ。

ばならない。年金または扶助金の最終決定が災害発生後六週間以内に不可能な場合、支部理事会は地方コミッショனの意見をきいて仮給付金を支給しなければならない。

被災者または権利者は、決定手交後三カ月以内に支部金庫理事会の最終決定に対する不服を申し出ることができる。

第二一条 連邦参議院は、専門家の意見をきいて労働者保険金庫の定款を作成する。この定款は法律に規定のない細部について定める。

定款には特に次項を定める。

- 一、第一〇条の規定を考慮して、保険料率について
- 二、積立金の設置および運用について
- 三、年金および扶助金の決定について（第八条）
- 四、理事会および地方コミッショனの組織について
- 五、金庫資産の管理運営について
- 六、定款の変更について

定款には、金庫の目的およびこの法律の規定に違背する事項を定めることはできない。

第二二条 危険度および保険料に関する一覧表は、三年毎に第一一条に定める最大限度内で改定する。

積立金額が年間保険料総額を超えた場合は、保険料率を相当額引下げねばならない。

第二三条 欠

第二四条 この法律の施行日をもって一八七一年六月七日の損

害賠償義務に関する法律第二条を廃止する。

第二五条 この金庫により給付される年金および扶助金には課税しない。同じくこの法律にもとづく審理および証書は、印紙義務を免する。